

新旧対照表（災害時要援護者名簿・避難行動要支援者名簿）

制定前(災害時要援護者名簿)	制定後(避難行動要支援者名簿)
<p>(1) 災害時要援護者の範囲</p> <p>ア 高齢者 65歳以上の一人暮らし高齢者</p> <p>イ 要介護認定者 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている者</p> <p>ウ 重度の障害者 (ア) 身体障害者手帳所持者 a 視覚障害（1級又は2級） b 聴覚障害（2級） c 上肢機能障害（1級又は2級） d 下肢機能障害（1級又は2級） e 体幹機能障害（1級、2級又は3級） f 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害（1級又は2級） g 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害（1級、2級又は3級） (イ) 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級） (ウ) 療育手帳所持者（A）</p> <p>(2) 名簿記載事項 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由</p>	<p>(1) 避難行動要支援者の範囲</p> <p>ア 高齢者 65歳以上の一人暮らし高齢者であって、<u>介護保険の要介護認定・要支援認定を受けている者のうち、要介護2以下・要支援2以下の認定を受けている者</u></p> <p>イ 要介護認定者 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている者</p> <p>ウ 重度の障害者 (ア) 身体障害者手帳所持者 a 視覚障害（1級又は2級） b 聴覚障害（2級） c 上肢機能障害（1級又は2級） d 下肢機能障害（1級又は2級） e 体幹機能障害（1級、2級又は3級） f 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害（1級又は2級） g 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害（1級、2級又は3級） (イ) 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級） (ウ) 療育手帳所持者（A）</p> <p><u>エ 難病患者</u> (ア) <u>特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者</u> (イ) <u>小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者</u></p> <p><u>オ 手あげ方式</u> <u>市で定める名簿掲載条件の形式要件に漏れた方で、特に支援が必要と認められるもの</u></p> <p>(2) 名簿記載事項 氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号<u>その他連絡先</u>、避難支援等を必要とする理由</p>

制定前(災害時要援護者名簿)	制定後(避難行動要支援者名簿)
<p>(3) 平常時における共有・提供</p> <p>ア 実施機関等間の共有 消防局、ちば消防共同指令センター、民生委員、高齢福祉課、防災対策課、各区役所</p> <p>イ 提供 (<u>同意を得られた方のみ</u>) 自主防災組織、町内自治会</p> <p>(4) 名簿情報の適正管理 町内自治会・自主防災組織と<u>確約書を取り交わす。</u> <u>確約書に基づく</u>守秘義務が課せられる。</p>	<p>(3) 平常時における共有・提供</p> <p>ア 実施機関等間の共有 消防局、ちば消防共同指令センター、民生委員、高齢福祉課、防災対策課、各区役所</p> <p>イ 提供 (<u>拒否の意思表示のない方</u>) <u>千葉県警察、千葉市社会福祉協議会、自主防災組織、町内自治会、マンション管理組合</u></p> <p>(4) 名簿情報の適正管理 町内自治会・自主防災組織等と協定を締結する。 <u>法律及び条例に基づく</u>守秘義務が課せられる。 <u>名簿情報の取扱いに関して、市から検査を</u>することができる。</p>